

令和6年度津南町企業誘致促進事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

令和6年度津南町企業誘致促進事業委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

津南町では、サテライトオフィスや未利用の公有地等の活用を促進し、にぎわいと交流を生み出すまちづくりを進めるとともに、町内での雇用促進、関係人口増加による地域の活性化を目指している。本業務は多様な特徴を持つ町内の地域資源活用や課題解決に繋げるため、受託者の持つ誘致などに関するノウハウにより、地域に根差した新たなビジネスの創出と、地域経済や地元産業の活性化を図るための企業誘致や企業研修等に津南町を活用してもらうことを目的とする。

第2 委託業務の概要

1 業務名

令和6年度津南町企業誘致促進事業委託業務

2 業務内容

「令和6年度津南町企業誘致促進事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る令和6年度予算は3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料は、予算の範囲内とすること。

第3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

1 津南町物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。

1 令和6・7年度津南町入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、受託候補者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。

2 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備

えていること。

- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っているものを除く。
- 5 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

第 4 参加表明

- 1 本プロポーザルに応募しようとするものは、次に定める書類を提出すること。

- (1) プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要（様式第 2 号）
- (3) 業務実績（様式第 3 号）

2 提出方法等

- (1) 提出期限 令和 6 年 8 月 5 日（月） 午後 5 時まで
- (2) 提出場所

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町観光地域づくり課商工観光班 TEL:025-765-5454 FAX:025-765-4625

E-mail: chiiki@town.tsunan.niigata.jp

- (3) 提出方法 郵送、メール又は持参

第 5 企画提案書等提出要請

本プロポーザルに応募された者に対し、参加資格等を確認のうえ、企画提案書等の提出させるもの（以下「企画提案者」という。）を選定し、プロポーザルへの招請を通知する。招請通知を受けたものは、第 5 の企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退する場合には、企画提案書提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

第6 企画提案書等作成要領

- 1 企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。
 - (1) 企画提案書（様式第4号）
企画提案書内訳書は任意様式、用紙はA4サイズ、10枚程度とする。
 - (2) 業務従事者一覧（様式5号）
 - (3) 企業誘致促進業務見積書（様式第6号）
- 2 企画提案書等の提出方法等
 - (1) 提出期限 令和6年8月13日（火）午後5時まで
 - (2) 提出場所 第4の2に同じ。
 - (3) 提出方法 郵送又は持参
 - (4) 提出部数 正本1部 企画提案書内訳書電子データを格納したCD-R1枚
- 3 企画提案書等の著作権等の取扱い
 - (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - (2) 町は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - (3) 町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津南町情報公開条例（平成12年条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- 1 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (1) 提出書類 質疑応答書（様式第7号）
 - (2) 提出期限 令和6年8月2日（金）午後5時まで
 - (3) 提出場所 第4の2に同じ。
 - (4) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
 - (5) 注意事項 電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。
- 2 1の質疑応答書は、質問受付後、令和6年8月5日（月）までにホームページに掲載する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査会委員、町職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、津南町企業誘致促進事業委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、委員10名以内で組織する。

2 審査会の実施

審査会において、企画提案書、事務所の概要により採点を行う。実施日時は、招請通知書により通知する。

3 審査項目及び評価基準

別表に示す審査基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査項目及び評価基準により、受託候補者を特定する。評価点及び選定方法は次のとおりとする。

- (1) 評価点は全審査員の総評点数の平均点とする。ただし評価点が59点未満の場合は、受託候補者から除く。
- (2) 評価点が最も高い者を第一位の受託候補者とする。
- (3) 最も高い評価点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。
- (4) 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

[配点 × 係数 = 評価点]

評価		係数
A	特に優れている	1.00

B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 今後の契約手続（受託候補者のみ）
- (4) 受託候補者の特定理由
- (5) 審査経過及び審査員

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を町のホームページにて公開するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、津南町財務規則第142条第4項各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 精算払いとする。

第 11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施機関又は期日
公告	令和6年7月26日（金）
質疑応答書締切	令和6年8月2日（金）午後5時まで
参加表明書締切	令和6年8月5日（月）午後5時まで
企画提案書の提出締切	令和6年8月13日（火）午後5時まで
審査会	令和6年8月14日（水）予定
企画提案書審査結果の通知・公表	令和6年8月15日（木）予定
契約締結日	令和6年8月16日（金）予定

第 13 契約担当

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町観光地域づくり課商工観光班 風巻 領

TEL:025-765-5454 FAX:025-765-4625

E-mail: chiiki@town.tsunan.niigata.jp

別表 審査基準

審査項目	審査事項	配点
(1) 提案のコンセプト	本事業の目的を理解し、コンセプトが明確な提案となっているか。	10
(2) 提案による事業効果	本事業を実施することによる企業誘致件数の増加について具体的な目標を示し、その実現が期待できるものか。	20
(3) 地方進出ニーズ調査	町の地域課題を踏まえつつ、企業に対して効果的にアプローチを行うなど、有望な誘致対象企業と町を繋ぎ、視察ツアーへの参加が期待できるものとなっているか。	20
(4) 地域課題解決型・視察ツアーの開催	フィールドワークやテレワーク体験を通じ、津南町の現状と魅力を把握したうえで地域課題の解決策を検討するなど、効果的なツアーとなるような工夫がなされているか。	20
(5) 企業対応の代行及び事業の検証	視察ツアー参加企業による課題解決レポートが効果的に町にフィードバックできるような具体的な仕組みを設けているか。 視察ツアー参加者の評価や要望等を集約・分析し、今後の町の施策に活用できるような提案が見込めるか。	15
(6) 業務の実施体制・スケジュール	適切な人員配置を行い、業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
(7) 経費	企画内容に対して妥当な見積額となっているか。	5
合 計		100